# 新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和6年6月25日(火曜日)

## 予算・決算委員会

日時 令和6年6月25日(火曜日) 午前9時00分 開会 場所 議場

### 本日の委員会に付した事件

1 議題

第74号議案「質疑・討論・採決」第75号議案「質疑・討論・採決」第81号議案「質疑・討論・採決」

# 出席委員(17名)

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄

委員 カークランド陽子今泉吉孝小林秀徳竹下修平齊藤竜也佐宗龍俊鈴木長良浅尾洋平柴田賢治郎小野田直美山田辰也村田康助山口洋一滝川健司中西宏彰

議 長 長田共永

### 欠席委員(なし)

#### 説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

### 事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美 書記 高橋加奈

#### 開 会 午前9時00分

**〇丸山隆弘委員長** ただいまから予算・決算 委員会を開会します。

本日は、6月21日の本会議におきまして本 委員会に付託されました第74号議案 令和6 年度新城市一般会計補正予算(第3号)、第 75号議案 令和6年度新城市国民健康保険事 業特別会計補正予算(第1号)及び第81号議 案 令和6年度新城市一般会計補正予算(第 4号)の3議案について審査をいたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発 言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、一問一答により簡潔明瞭にお願いをいたします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。 質疑者、カークランド陽子委員。

〇カークランド陽子委員 第74号議案 令和 6年度新城市一般会計補正予算(第3号)歳 入16款2項2目民生費国庫補助金、子ども・ 子育て支援交付金、11ページです。

用途を伺います。

**〇丸山隆弘委員長** 中山こども未来課長。

〇中山恭成こども未来課長 こちらは、令和 6年10月から児童手当拡充に伴いまして、今 回の補正予算に計上してあります人事給与システムの改修に要する経費に充てる交付金でございます。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員の 質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。歳入17款県支出金の質疑に入ります。最初の質疑者、山口洋一委員。

**〇山口洋一委員** では、通告に従って質疑を させていただきます。

歳入17款2項4目でありますが、農林水産 業費県補助金、水田農業経営所得安定対策推 進費補助金、資料の11ページであります。

181万円が減額となっておりますが、その理由についてお伺いします。

〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

**〇竹内克典農業課参事** 減額となった理由に つきましては、補助事業の内示額が示された ことによるものです。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

〇山口洋一委員 内示額ということは、当年 度当初予算の予算書資料、多分47ページか 48ページだと記憶しますが、この中で令和6 年度、当該事業に関わる予算立ては551万7 千円だと思いますが、それが内示額というこ とですが、通常こういう事業は前年度にある 程度積み上げをしていってできた積算根拠に 基づいて予算を計上し、それを予算査定をしていいよねということで、我々に対して令和6年度予算として提示をしてくるわけでありますが、その積算の中で181万円が内示額として減額をされたその理由等々については、本市としてはどのような対応をされたのかお伺いしたいと思います。

〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 減額につきましては、 補助事業の申請を会計年度任用職員のフルタ イムで雇うように要望しておりますけれども、 県、国の査定で切られております。

その会計年度任用職員の足らない分につき ましては、他の職員でカバーするようにして おります。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

〇山田辰也委員 では、17款2項4目農林水 産業費県補助金、水田農業経営所得安定対策 推進費補助金、11ページ。

先ほどの山口委員の説明でほぼ理解しております。

新城市では、水田農業事業で生活をされる 方は非常に少ないと聞いておりますけど、県 でも補助金対策としてこういうものを考えて いながら、実際のところ、新城市は水田関係 の農業の所得をメインにしてるところという のは少ないと聞いてますけど、市では、その 辺の把握はしておられるでしょうか。

**〇丸山隆弘委員長** 山田辰也委員に申し上げます。

この通告、水田農業経営所得安定に関して のところでよろしいですね。

- 〇山田辰也委員 はい。
- **〇丸山隆弘委員長** お願いします。

補助金の獲得についての流れも含めて説明 してもらえればいいですか。

- 〇山田辰也委員 はい。
- 〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。
- ○竹内克典農業課参事 申し訳ございませんが、反問権を使わせていただきます。

もう一度、御質疑をお願いします。

**〇丸山隆弘委員長** 反問権、認めます。再度 お願いします。

山田辰也委員。

〇山田辰也委員 減額されるというのは人件 費の関係だと言うんですけど、農業を推進す るべき立場から見ますと、ただ減らされただ けではなくて、現在の新城市の状況なんかは 県には理解していただいているということを 聞いたんですけど、予算を減らされる理由は もうそういうことかもしれませんけど、水田 の関係の事業者がかなり減ってるもんですか ら、そういうふうにどんどん減らされてると いうことを聞いたんですけど、その辺りですけどいかがでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。
- ○竹内克典農業課参事 今、委員がおっしゃったように、水田で経営を立てる方は少なくて、その中でこの事業は、水田の飼料作とかいわゆる転作の補助金の事業でございます。転作の補助金の事業もちょっと規模が減少しておりますので、愛知県としましても、その分に対応して補助金を毎年減らしているというような状況でございます。

**○丸山隆弘委員長** 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

- ○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。 歳入17款県支出金の質疑を終了します。 歳入22款諸収入の質疑に入ります。 質疑者、山口洋一委員。
- **〇山口洋一委員** お願いします。

22款でありますが、雑入、農業振興対策室 運営費負担金というのが、資料13ページで上 がっております。

この287万8千円でありますが、その内容 と負担の相手方についてお伺いをします。

- 〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。
- ○竹内克典農業課参事 内容につきましては、 農業振興対策室の業務に係る会計年度任用職 員の報酬及び費用弁償です。

負担の相手方は愛知東農業協同組合でござ います。

以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 山口洋一委員。
- 〇山口洋一委員 今、農業振興対策室、会計 年度任用職員さんの負担だということであっ たわけでありますが、実ははっきりしてるん だったら、雑収入、諸収入に入れる必要ない と思うんです。雑入勘定というのを適用する には、正当な理由がある、ない科目を適用す

るというのが通常でありますので、明らかに 農業振興対策室運営費負担金というものであれば、これ歳出の項目にもなるかと思うんですが、歳出の項目をあえて補正の中で立てて入れればという、入りと出がはっきりするという、俗に言う勘定論でいきます費用収益対応の原則というのか、そういうことになろうかと思うんですが、なぜここで諸収入、雑入にしたかということは、今、自身が申し上げたように適切な勘定科目がなかったから、まずは一度ここで諸収入として受けて、それを財源として出すんだという考えでよろしいんでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。
- **〇竹内克典農業課参事** 今、委員がおっしゃったとおり、受けの科目がございませんでしたので、そちらのほうで受けました。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- ○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。歳入22款諸収入の質疑を終了します。歳出2款総務費の質疑に入ります。質疑者、浅尾洋平委員。
- 〇浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第74号議案の令和6年度新城市一般会計補正予算(第3号)の歳出2款3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住基管理事業、15ページになります。

委託料130万9千円の内容を聞かせてください。

- 〇丸山隆弘委員長 小林市民課長。
- **〇小林利章市民課長** 説明させていただきます。

戸籍法の一部改正を含む行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律等の一部を改正する法律が、令和 5年6月9日に公布され、戸籍の氏名の振り 仮名が記載されることになり、戸籍システム の改修を行うこととなりましたが、本委託料 は、令和6年4月1日に実施要領が改正され 新たに改修対象となりました本籍地の市区町 村から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮 名を通知するための機能整備に係るシステム 改修費となります。

なお、システム改修に係る費用は全額国庫 補助となります。

以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- **○浅尾洋平委員** 分かりました。全て国のお 金ですということでありました。

こちらというのは、いわゆるマイナンバー 制度によってのシステム改修という理解でい いのか伺います。

- 〇丸山隆弘委員長 小林市民課長。
- ○小林利章市民課長 政府のマイナンバー政策の1つとしまして、令和6年度からマイナンバーカードを海外でも利用できるという方針が示されておりまして、その際、マイナンバーカードの券面に氏名のほか、氏名のローマ字表記を記載することを念頭に入れまして、氏名の振り仮名の法的根拠を与えるための法制化が必要であるとして、氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とすることとなっております。以上です。
- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- **○浅尾洋平委員** 分かりました。国のマイナンバーの経費ということで、今後、海外にも行けるようにということの改正だということで理解いたしました。

ちょっとお聞きしたいのは、今、マイナン バー、国が非常に強力に推し進めて、今回も 国費で全額やっていくということで関連があ るわけですけど、マイナンバーによる問題、 紐づけでミスがあるということが全国でも明 らかになったというところがあって、非常に 始めは大丈夫、大丈夫ということで、国のほ うも推し進めるということをやった結果は、 結局、紐づけだとか、海外の情報に流出して いる可能性があったりだとか、そういう今、 危険な現状があるわけですけど、こうした市 民情報の管理というのは、このまま進めてい いのかなという私自身の立場なんですが、市 民の情報管理というのは本当に大丈夫だと言 えるのか、今の現時点で認識を伺います。

- 〇丸山隆弘委員長 小林市民課長。
- **〇小林利章市民課長** 市民課がマイナンバーカード紐づけに関する調査、所管課ではないんですが、保険証など紐づけが間違ってされているという話は、私のところでは聞いておりません。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

- ○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。歳出2款総務費の質疑を終了します。歳出4款衛生費の質疑に入ります。最初の質疑者、カークランド陽子委員。
- **〇カークランド陽子委員** 歳出4款1項5目 予防費、予防接種事業、17ページ。
  - (1) 事業内容は。
  - (2) 予定対象人数は。

お願いします。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 事業内容としまして は、新型コロナウイルス感染症が予防接種法 のB類疾病に位置づけられたことにより、定 期接種として実施するものです。

対象者は、65歳以上の高齢者と60歳から 64歳までで予防接種法に定められた障がいに より日常生活に支障を来す方になります。

予定する対象人数は1万1千人を見込んで おります。

**〇丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員。

- **〇カークランド陽子委員** このお知らせ方法 ですけども、接種券を送るのか、それとも希 望者に連絡してもらうのか教えてください。
- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- **〇伊與田吏美健康課長** 65歳以上の方につき ましては、接種券を送付という形で考えてお ります。

60歳から64歳の方につきましては、申出があった者と検討しております。

以上です。

- **〇丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員。
- **〇カークランド陽子委員** 接種希望者の負担 額は幾らになるか教えてください。
- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 今のところ、自己負担額は2千円を考えておりますが、一部、低所得の方に関しまして、経済困窮者と言われる市民税非課税の方や生活保護世帯の方につきましては、負担金の免除を予定しております。
- ○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。○カークランド陽子委員 1人2千円ということで、ちなみにこれ一般財源からも予定されているんですけども、それはどうしてか教えてください。
- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 今までは、コロナの 予防接種は特例臨時給付といたしまして、国 が蔓延予防上緊急の必要があると認められて、 国の負担でやってまいりました。

それが、今度の令和6年4月1日からは定期接種ということで、定期接種は市町村がやると決まっておりますので、一般財源を使わせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。○カークランド陽子委員 国では7千円の自己負担でできるようにということで、残りは市町村で決めてくださいということだと思うんですけども、ここを7千円とせずに2千円

の負担でできるようにした理由を教えてください。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 今回に関しましては、 国から助成金などがありますので、そこを鑑 みまして、皆さんの御負担を7千円のうち2 千円に設定させていただきました。

この2千円の根拠ですが、医療法の適用としまして3割程度の負担と、いろんなものをお願いしておる関係で7千円の3割程度の負担ということで2千円と想定させていただいております。

以上です。

- **〇丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員。
- ○カークランド陽子委員 ちょっと国の資料を見ますと、昨年末時点で3,260円としていたワクチン代について1万1,600円程度に見直したということで、そうすると仮に3割だとしても、それで超過分の8,300円を今回、国が補助するということなんですけども、そうすると合計1万5千円程度になると思うんですけども、3割ですともうちょっと多くなるような気もするんですけども、安く受けられるようにするというのは、市として推進してるからということでよかったでしょうか。
- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 今、委員がおっしゃられました接種費用1万5,300円程度の国は見込みを立てておりまして、そのうち助成金の単価を8,300円としております。そうしますと残り接種費用が7千円ということで、この7千円はあくまでもワクチン代と手技代にかかっての費用という形で国から示されております。

そのうち、自己負担を取っても構わないということがありますので、7千円のうち3割をかけまして2,100円ですが、そこを2千円と想定させていただきました。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員。

- **〇カークランド陽子委員** 自治体の権限で決めてると思うのですけども、つまり推進しているということで、余計接種しやすくなるわけですよね、値段が下がれば。そういうことでよろしかったでしょうか。
- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- **〇伊與田吏美健康課長** 定期接種のB類につきましては、特に勧奨するということはしておりません。ただ、お知らせとして周知するということで、受診するような環境を整えたということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。○カークランド陽子委員 値段が安ければ当然ハードルが下がるわけで、より多くの人が接種するんじゃないかなと想像いたします。

ちなみにですが、以前の私の一般質問の中で、御存じかと思いますが、今、物すごく戦後最大級の数の健康被害や死亡者がこのワクチンによって起こってるんではないかということで、認定されてる数が物すごい数、認定されてるんですけども、そういったことについて市でもホームページなどで積極的にお知らせしてほしいということをお願いしましたら、検討するという御回答いただいたんですけども、そういったお知らせはしていただいてますでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 このコロナウイルス は3月31日で接種が終わりますので、今現在 はお知らせという形はさせていただいており ません。

今後、この接種が始まるときに副反応についてもこういったことがあるということはお知らせする予定ではおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。○カークランド陽子委員 そうしますと、接種をされるであろう方たちは、そういった情報を知らない可能性があるということだと思

うんですけども、そういったことを今起きて る健康被害に関して市としてはどのようにお 考えでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 健康被害につきましては、今言われるようにほかの予防接種よりは多いということで調べましたところ、令和6年6月10日現在で、全国の件数は1万1,305件ということで、これ進達件数になるんですけども、ほかの予防接種と比べると多いということは認識しておりますので、何らかの形でお知らせはしていきたいと思っております。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員の 質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

〇山田辰也委員では、続きまして、歳出4款1項5目予防費、予防接種事業、17ページ。

事業の内容と一般財源を利用する理由は。 先ほどのカークランド委員の説明で理由は理解できたところなんですが、国によっては補助金を出してない、各自治体が出してないことが多いようですが、先ほど新城市では推進のためのように、私、そういうふうに感じたんですけど。

これ、ワクチンの接種を進めていきたいということで、1万1千人が対象だということですが、65歳以上でこの25%近くで1万1千人に、全て接種を進めていきたいという認識で行っているんでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 予防接種に関しましては、お知らせを周知してくださいというようなことが法にもうたわれておりますので、こういった予防接種がありますよということを通知申し上げるという形になります。

以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 山田辰也委員。
- 〇山田辰也委員 先ほどの答弁の中で、全国

的にもワクチン被害が増加して、1万 1,305件もあるということ、これも一緒に周 知しながら、そういうふうな方向に市民に知 らせるわけでしょうか。

〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

**〇伊與田吏美健康課長** 副反応等ですとか、 あと健康被害等のことにつきましては、何ら かの形で紙面の都合上もありますが、お知ら せする予定でおります。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

〇山田辰也委員 私、副反応のことで、知り合いも肺血栓で急に亡くなってしまったんですが、老人会なんかもよく行くんですけど、皆さん信用してないんですね、このワクチンというのを。全国的にも被害が多いし、国のワクチン訴訟にもなっているということを聞いて、お年寄りの方は最初は信用してどんどん進めたんですけど、最近になってこういうことから、あまり市が率先してするべきではないと、私は思うんですよね。

一般市民の方がワクチンの訴訟とか、こういう被害で死なれるとかそういうことについての説明より、蔓延予防とかワクチンを打たなくてはならないとかそういうところばかり宣伝してるんです。ですから、もっと市民に知らせるべきでは、広報ほのか等でするかもしれませんけど、副反応の問題点については市はどういう取組をしておるんでしょうか、伺います。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 副反応の取組といた しましては、ホームページ等でコロナのワク チンに限らず、健康被害救済制度について載 せさせていただいております。
- 〇丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

〇山田辰也委員 ホームページを見れる方は 問題ないんですけど、そうじゃない方はやは りもう少し、お金を使って命に危険が及ぼす ようなこういうものを、私は最初は信用して たんですけど、どうも違うんじゃないかとい うのが、今、世間の感じるところなんですよ ね。

ですから、もっともっと両方の説明をして いく必要があると思いますので、今後そうい う告知方法も考えておられるでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 今回の予算に限って。
- 〇山田辰也委員 そうです。
- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- **〇伊與田吏美健康課長** 反問権、よろしいで しょうか。
- **〇丸山隆弘委員長** 中身、内容について、ど ういうこと。
- **〇伊與田吏美健康課長** 告知というのは、も う少し具体的にお示しいただけますでしょう か。
- 〇丸山隆弘委員長反問権、認めます。山田辰也委員。
- 〇山田辰也委員 実際に、このワクチンが健康被害を及ぼすというのはテレビとか大学でも、可能性が高いということを言ってるんですけど、お年寄りの方はホームページも見れないですし、そういう集まった機会も初めて聞くような人がまだいるんですよね。

1万1千人を対象にしたこの大きな1つの 方法だとすれば、もう少し丁寧に可能性、じ やあ本当にワクチンで重症化を抑えたかとい う実例なんか全然聞いてない状態でやってる もんですから、対象人数が多いということは その説明も必要だと思って、今言ったんです けど、ホームページを見てくださいというの は。

[「反問権の答え」と呼ぶ者あり]

**〇山田辰也委員** 反問権ね、何を告知すると いうことですね。

告知方法として不十分じゃないかと、そう いうふうに思ってるもんですから。

**〇丸山隆弘委員長** 山田辰也委員に申し上げます。

先ほどから、カークランド委員のところで

もお答えしていただいておりますけれども、 再度繰り返しの答弁になると思いますが、よ ろしいですかね。

〇山田辰也委員 はい、お願いします。

**〇丸山隆弘委員長** 周知の関係で、基本的な ところを伝えていただければ、再度お願いし ます。

伊與田健康課長。

**〇伊與田吏美健康課長** 周知につきましては、 先ほど御答弁させていただいたとおり、65歳 以上の方には個別通知で、副反応のことも含 めまして周知を考えております。

また、例えば副反応の疑いですとか、あと 健康被害についての御相談も健康課で承って おりますので、そういった御不安があった方 につきましては、個別に対応を現在もさせて いただいております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山田辰也委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

4款1項5目予防費、予防接種事業、17ページです。

1、1億5,680万円の内容を伺いますとありますが、先ほどの委員のやり取りで内容は分かりましたのでこちらのほうは結構です。

2点目、財源内訳と新型コロナワクチン接種対象者を65歳以上の者と予防接種法に定めた一定の障がいを有する者とした理由を伺います。

3、近隣の自治体の対応を伺います。

〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 では、2のほうから 順番にお答えさせていただきます。

財源内容は、新型コロナ定期接種ワクチン 確保事業助成金と一般財源になります。

また、接種対象者は、国が定める定期接種のB類疾病を対象として同様といたしました。

近隣の自治体の対応ですが、東三河の他市 4市につきましては、本市と同様に6月補正 で対応すると聞いております。

以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- **○浅尾洋平委員** 分かりました。この対象者 見込みは1万1千人だよということで理解を いたしました。

具体的に65歳以上と、障がいを有する者という定めなんですが、具体的に言いましたこの障がいを有する者というのは、大体どういった方なのか、そういったのを分かったら教えてください。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 障がいを有する者は、 通知のほうでインフルエンザワクチンにおける接種の対象者と同様とお示しがありまして、 このインフルエンザにかかる障がい等の方は 60歳から64歳の方であって、一定の心臓、腎 臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全 ウイルスにより免疫の機能の障がいを有する 者を対象者とすると定められておりますので、 同様に考えております。

また、細かなものにつきましては通知で細かく定められておりますので、こちらのほうをまた問合せ等ありましたら、お答えする予定でおります。

以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- **○浅尾洋平委員** そういう心筋梗塞だとか腎臓だとかそういったほうに障がいを持っている方だということだと思います。

それで、そうした障がいを有する方という のは、今回、大体見込みは何人ぐらいという ことを考えているんでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 これも昨年度のインフルエンザの予防接種が同じような対象としておりますので、そちらを確認したところ9名の方が申請ということで、今回はコロナに

関しては10名を予定しております。 以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- ○浅尾洋平委員 理解いたしました。

あとは、新型コロナウイルスが5類になったという形になって、今回、定期接種に含まれていくよということで理解はしているんですけど、条件に合う方々見ますと、65歳以上という決めにされてるのかなとは思うんですが、ただそれ以外に20代とか50代、働き盛りの方もいるわけでありますので、そういった方々にはこういった補助のような恩恵というのはないのではないかなとちょっと自分の中で思っているんですが、そういった方々に対しての認識というか、今回こういうふうにしたというふうな決めの基準だとか、そういった配慮というのは何か考慮、考えているのか何いたいと思います。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- **〇伊與田吏美健康課長** 今回につきましては、 予防接種法の定期接種B類に対象のものと限 らせていただいております。それ以外の方に つきましては、任意接種ということで、御自 分のほうで医療機関で接種をお願いしており ます。

以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- ○浅尾洋平委員 分かりました。残りの、やはりね、できれば働いてるというか、若い人にもそういった補助的なものも必要ではないかなとは思っておりますが、理解いたしました

あとは、3番目の近隣自治体の対応ということで、先ほどほかの市町も同じようなということですが、こちらの条件とか、あとは負担額についても、新城が今回出した条件とほとんど同じという理解でいいのか伺います。

- 〇丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。
- ○伊與田吏美健康課長 近隣の4市につきましては、自己負担金は新城市と同額と聞いて

おります。

対象も同じと聞いております。以上です。

丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。歳出4款衛生費の質疑を終了します。歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。最初の質疑者、山口洋一委員。

〇山口洋一委員 6款1項3目についてお伺いします。農業振興費、人・農地振興事業の資料17ページでお願いします。

1点目、事業の内容についてお伺いをします。

2点目、補正の財源内訳からお伺いをした いと思います。アとして、減額分を充当した 理由。

イとして、諸収入262万2千円を充当した 理由。

次に、ウとして、諸収入と雑入の差額がございます。諸収入25万6千円が287万8千円との乖離があるんですが、それについての詳細についてお伺いしたい。

以上、お願いします。

- 〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。
- **〇竹内克典農業課参事** では、順次お答えさせていただきます。
- (1)事業の内容は、担い手の確保・育成、 農業経営の発展・改善、水田農業経営の安定 化及び担い手への農地の利用集積を図る事業 でございます。

なお、今回の補正については、農業振興に おけるワンフロア化のため、市、愛知東農業 協同組合、農林業公社しんしろが協定を結び、 農業振興対策室として業務を行っています。

しかし、令和6年度において、愛知東農業 協同組合より職員を専属で担当させることが 困難である旨の申出があり、協議したところ、 会計年度任用職員にて、愛知東農業協同組合 の職員が担当する業務を補うこととなったた め、会計年度任用職員の報酬を増額するもの です。

続きまして、(2)ア、減額分を充当した 理由はということで、農業振興対策室運営費 負担金については、愛知東農業協同組合との 協議において、会計年度任用職員にて農業振 興対策室の業務を行うこととしたため、人・ 農地振興事業における報酬等に充当していま す。

また、同事業の報酬等の財源としている県 補助事業の内示額が示されたため、歳入予算 を減額しています。

よって、充当財源の増額と減額を併せて行い、今回整理しております。

イ、諸収入262万2千円を充当した理由ですけれども、農業振興対策室運営費負担金287万8千円のうち、予算の配当替えにおける報酬等に25万6千円を充当し、人・農地振興事業の報酬等に262万2千円を充当しています。

続きまして、ウ、諸収入と雑入の差額25万6千円の詳細につきましては、年度当初の報酬等の支払いを配当替えにて対応しており、そちらのほうに充当しております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

〇山口洋一委員 1点目、(1) については 理解をしましたし、当然、当初予算のときか らこういうことで進んできているということ なので、これには疑義を申し立てるものでは ありません。

そこで、(2)の中で、今、答弁いただきましたように、愛知東農業協同組合と協議をしてきた。そして、従前、愛知東農業協同組合から職員の派遣があるわけでありますが、多分、令和5年度は予定はしていたんだけど、1日も来てなかったというのが実態だと思う

んですが、そういうことがあり、令和6年度 については全く該当する者はいなかったから ということだと思います。

そこで、当初予算案を作成されたときに、会計年度任用職員としての予算がここの人・農地振興事業のその前の地域農業振興事業の中の229万円の中の001を見ていきますと、会計年度任用職員202万8千円というのが予算化をされております。これに加えて262万2千円ということになるのか。この数字だけですと81万2千円しか増加がないようにしか見られませんので、ということがまず1点、お伺いしたいと思います。

- 〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。
- ○竹内克典農業課参事 今、委員がおっしゃられたとおり、当初予算に287万8千円を報酬等として、必要分、追加している分を愛知東農業協同組合さんから負担金としていただいているものです。
- 〇丸山隆弘委員長 山口洋一委員。
- 〇山口洋一委員 何かこの数字だけ見てると、 287万8千円を、これ愛知東農業協同組合 287万8千円というのも、万単位に及ぶ組合 員が日常の農業協同組合の共同活動を行った 中の成果、要するに果実で生まれたものから 実は出してるわけなんですよね、出してる。 それで、そこで、例えば262万2千円はとい うことですが、181万円の減額分をこれ何か 相殺してるようにしか見えないんですよ、こ れ、この81万2千円の計算ですと。

理屈は分かります、分かるんです。はっきり分かるんですが、この補正予算書を見る限りでは、県の補助金が減ったから、財源内訳の中でマイナスを打ってきてる。それで、262万2千円を208万2千円に加算をして、会計年度任用職員さんをお願いをしたい、ここも分かりますが、どうも差し引きすると、計算はあるんですよ、81万1千円。これをもっと分かりやすくするような形の中の表記をすれば理解ができるんですが、どうも181万円

の内示額の決定で減額された部分を、愛知東 農業協同組合が負担をしているようにしか数 式上は見えないんだけど、その点はよろしい んでしょうね。

- 〇丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。
- ○竹内克典農業課参事 委員がおっしゃられるとおり、ちょっと紛らわしい表記になっておりますけれども、あくまでも負担金の収入の増、収入による増と、今回、内示額による補助金の減を、同じ科目で同時に行ったために紛らわしい表記となってしまいました。その点を御理解いただきたいと思います。
- 〇丸山隆弘委員長 山口洋一委員。
- 〇山口洋一委員 内容分かりました。じゃ、 御苦労されて、せっかくつくられるなら、こ の予算書もそのように、こういうところでこ うなって、これはこうなってとされたほうが、 議員の皆さん理解をしやすいのかなと思いま す。

恐らく、竹内さんはじめ職員の皆さん、すごく頑張ってやっていただけることは十分理解できますし、事業も推進をしていただいてることも分かっておりますが、やはりこういった1からゼロの数字の掛け合わせをした、語呂合わせをしたときのものは、もう少し分かりやすくできるとよろしいのかなということでありますので、今回、理解をさせていただきましたが、次回からはそういったことが分かるように説明資料等添付いただければと思います。

**〇丸山隆弘委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

〇山田辰也委員6款1項3目農業振興費、人・農地振興事業、17ページ。

会計年度任用職員報酬の増減額の理由については、ただいま山口委員からの説明で理解できましたので取り下げします。

**〇丸山隆弘委員長** 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。 歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、カークランド陽子委員。

- **〇カークランド陽子委員** では、7款1項3 目観光振興費、WRC関連事業、19ページで す。
  - 1、事業の内容は。
  - 2、増額の理由は。

お願いします。

- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- 〇横山和典観光課長 WRC関連事業の事業 内容につきましては、FIA世界ラリー選手 権の最終戦が11月21日から24日まで愛知県、 岐阜県で開催が予定されており、当市も競技 会場の1つとして計画されております。

主催者から今大会の内容が正式に発表され ておりませんので、現在お伝えできることは、 資料にあるとおりとなります。

増額の理由としましては、当初予算で要求 させていただきましたコースが変更となるた め、観戦エリア変更のための会場整備委託料 や、観戦エリア設置資機材及び観客輸送用の バス費用、コース整備工事費などになります。

**〇丸山隆弘委員長** カークランド陽子委員の 質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、今泉吉孝委員。

〇今泉吉孝委員7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業、17ページです。

工事の内容を伺います。

- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- 〇横山和典観光課長 工事の内容につきましては、令和5年度3月補正予算でお認めいただきました7号泉源泉ポンプ取替工事において、ポンプ取替えの際、ポンプから接続する 揚湯管については既設管を再利用する計画で工事を実施したところ、既設管接合部分の不

具合により管を再利用することができません でした。ポンプに不具合が生じていたことか ら、ポンプの取替えは予定どおり行わなけれ ばならず、急遽、請負業者所有の仮設管を使 用して源泉ポンプ取替工事の施工を完了して おります。

今回の工事内容は、その仮設管を取替える ものになります。

- 〇丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。
- ○今泉吉孝委員 このポンプ取替えることで、前も聞いたかもしれないんですけども、これをすることで何がよくなるというか、今までとどう改善されていくのかというところを教えてください。
- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- ○横山和典観光課長 今回、ポンプの取替えではないんですけれども、揚湯管を取替える 理由としましては、今、仮設管でありますので、正式な管に取替えをしたいということになります。
- **〇丸山隆弘委員長** 今泉吉孝委員。
- ○今泉吉孝委員 分かってるようでしたら結構なんですけども、いつ頃やられる予定なのか。分かってるようでしたら教えてください。
- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- ○横山和典観光課長 工事の予定につきましては、秋にメンテナンス期間中がありますので、その時期を予定しております。
- **○丸山隆弘委員長** 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業になります。17ページです。

1番が547万8千円の内容を伺いますですが、先ほどの質疑で分かりましたので、こちらのほうはいいです。

2点目、源泉ポンプ揚湯管取替工事は定期 的に行うものなのか、前回交換した日を伺い ます。

〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 揚湯管取替えにつきましては、定期的に行うものではありません。 また、これまでに交換したこともありません。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、定期的に行うものではないということで、前回からも交換したことはないということですが、ということは、この揚湯管、ポンプですね、源泉からのポンプの施設というのは、恐らく平成17年に設置されたと思うんですが、そこから今現在まで取替工事とかしたことはないという理解でいいですか。

〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この7号泉につきましては、令和2年3月5日に一度ポンプの取替 工事を行わせていただいております。

〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すいません。もう1回聞きます。こちらのポンプは、前回取替えしたのが令和2年3月に取替えたよということでいいですか。

〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 そのとおりで、令和2 年3月にポンプの取替えを行っております。

〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員 令和2年、ポンプ取替えて、 今回、令和6年6月になって、この仮設の管 取替え、3月の補正予算で認めたお金も含め て、今現在540万円のお金でポンプの取替工 事をするということの経緯でよかったですか。

〇丸山隆弘委員長 確認ですね。

横山観光課長。

○横山和典観光課長 すいません。過去の経 緯としましては、令和2年3月に一度ポンプ の工事をさせていただいております。そして、 令和6年3月にポンプの取替工事をさせてい ただきました。その際に、その揚湯管に不具合が出てしまいましたので、仮設管をそこで設置をさせていただいております。その仮設管の取替えを今回、補正予算として上げさせていただいております。

以上になります。

〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 令和2年3月はポンプを替えて、令和6年、今年の3月は管を替えてる。

〔「ポンプ」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員 ポンプを替えてる、あ、2 回ポンプを替えてるということですか。ちょっとそこら辺を本当は資料請求で出したんだけれども、そういったことは出てこないもんですから、なかなかこのイメージが湧かなくて、そこら辺ちょっと整理をされていただければ、ポンプと管があるんだということも、私、素人で、今、分かりましたし、それが定期的に行われているのかと言ったら、そうではないと言われたが、でも、令和2年にはポンプを替え、令和6年は管を替え、ポンプを替え、そこら辺ちょっと整理して教えてください。

**〇丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員、再度確認 でよろしいですか。

横山観光課長。

○横山和典観光課長 申し訳ありません。令和2年3月に一度ポンプの取替えをさせていただいております。そのときは、その揚湯管がそのまま使うことができましたので、管を使わせていただいております。

そして、令和6年3月にまたポンプの交換をさせていただいたときには、その揚湯管に不具合が生じましたので仮設管のほうを設置させていただいております。

それで、その仮設管を今回、補正予算で取 替えの予算を上げさせていただいております。

〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 よく分かりました。ポンプ が、令和2年、令和6年と替えて、管が今回 仮設管をもっと新しい管に取替えるというこ とで理解をいたしました。

そういう形で管理はされているということでありますが、こちらのこのポンプ、管含めてですが、こういった供給システムというのは、施設というのは条例で定めということで予算立て含めて、こういう形で出てるということでよろしかったでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- **〇横山和典観光課長** 新城市湯谷温泉管理に 関する条例に定められております。
- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- **○浅尾洋平委員** 分かりました。

こちらの湯谷温泉管理に関する条例なんで すが、こちらは供給装置の管理義務項目とい うのはあるんでしょうか、あるかないかだけ 教えてください。

- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- **〇横山和典観光課長** 第10条に温泉供給の原則とありますので、そちらになります。
- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- 〇浅尾洋平委員 第10条ですね、はい。でも、 第10条は、温泉供給の原則で、第10条、「温 泉の供給は、昼夜不断とし、供給装置の損傷、 公益上その他やむを得ない事情又は法令若し くはこの条例の規定による場合のほかは、制 限又は停止しない」ということですね、第 10条第1項ですかね。

そこでありますが、じゃあこの条項として は、供給装置の義務管理というような定めの 項目というものはないということでよろしい ですかね。

- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- ○横山和典観光課長 項目として載ってはいません。
- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- ○浅尾洋平委員 分かりました。すいません。 なぜそういうことを言ったかというと、受給 装置の管理義務というのは、項目で起こして るものですから、受給があったら供給のほう

があるかなと思って聞きましたが、そういう ことで項目はないということで理解いたしま した。

じゃあこの取替えの時期というのは、何て 言うんですかね、このポンプというのは揚水 管というのは詰まりやすい状況ということで 替えるのか、どういう破裂、ひび割れがあっ たので替えるのか、そこら辺どういう状況に なるのか教えてください。

- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- ○横山和典観光課長 今回、取替えを行う理由としましては、3月にポンプの取替えをした際に揚湯管を外して、1本ずつに126メートルありますので、1本9メートルの管を1本ずつに外して再利用しようと思ったんですけれども、その接合部分が不具合を起こしてもう一度使うことができませんでしたので、全て取替えをすることになっております。
- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- ○浅尾洋平委員 接合部分が不具合でという ことで、特に管は詰まったりとかそういった ことはないということで理解をいたしました。 こうした点検というのは、特に定期点検と いうのはなくて、そういうポンプが不具合と かそういった起こしたときに調べて、おかし いなと思ったらこういうふうに替えるという ような状況の管理ということでよろしかった でしょうか。
- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- ○横山和典観光課長 日常の不具合につきましては、制御盤にモニターがついておりまして、そこでエラー表示等がされますので、そのエラー項目を見てどこに不具合があるかというのが分かるようになっておりますので、それで、ポンプとかこういった大きなものが故障した場合には取替えということになります。
- **〇丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員、お願いします。
- 〇浅尾洋平委員 次の質問に入ります。

7款1項3目観光振興費、WRC関連事業、19ページになります。

285万1千円の内容を伺いますということですが、先ほどの質疑で大体分かったので、2問目お聞きしたいんですが、このWRCのコースが新城にもかかるということですが、これはどこら辺にコースがかかるということか分かるでしょうか。

- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- ○横山和典観光課長 すみません。正式なコースはまだお伝えすることができませんけれども、新城市内にあります。
- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- ○浅尾洋平委員 まだコースは調整中という ことなのかなと思いますが、必ず新城にかか るコースがあるということは確約でいいんで すよね。というのは、まだコースも発表され てないということと、あと、こういう予算が あるということで、あと、うちだけではなく て、岡崎、豊田、設楽、岐阜の中津川等もあるということなので、本当にコース通るのか なというちょっと不安があるんですが、そこら辺、確約等ちゃんと取れるのか伺います。
- 〇丸山隆弘委員長 横山観光課長。
- **○横山和典観光課長** すいません。確約と言われるとちょっと難しいんですけれども、新城市内のコースが今、案として挙げられておりまして、地元のほうとも調整をさせていただいております。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

- 〇丸山隆弘委員長質疑なしと認めます。歳出7款商工費の質疑を終了します。歳出8款土木費の質疑に入ります。最初の質疑者、山田辰也委員。
- 〇山田辰也委員 では、8款1項2目高規格

道路対策費、豊橋新城スマートIC (仮称) 整備事業、19ページ。

事業損失防止調査としての家屋等の事前調 査の内容を伺います。

〇丸山隆弘委員長 権田道路政策推進室長。 〇権田晃明道路政策推進室長 事業の損失防 止調査につきましては、豊橋新城スマートイ ンターチェンジ (仮称) 整備事業の工事施行

ンダーデェンシ (仮称) 整備事業の工事施行 に伴い、工事の影響により損害を受けるおそ れがある家屋等を対象に、事前に現在の状況 を把握するために調査を行うものです。

本委託業務は、中日本高速道路株式会社及び豊橋市からの負担金を受け、本市で一括して発注を行うもので、建物19棟及び工作物4か所の調査を予定しております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

**〇山田辰也委員** 半分市がやるということで、 具体的な損失というのは、これはどんな損失 なんでしょうか、伺います。

〇丸山隆弘委員長 権田室長。

○権田晃明道路政策推進室長 工事の例えば 振動だとか、そういったもので被害を受ける 場合がありますので、それを事前に建物等の 状況を把握させていただいて、もしそういっ たことがあれば、また調査をさせていただく という形になっております。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、同じく8款1項 2目高規格道路対策費、豊橋新城スマートI C (仮称)整備事業、19ページになります。

1の内容等は分かりました。財源の内訳を教えていただきたいと思います。

2点目は、豊川総合用水管移設と事業損失 防止調査として家屋等の事前調査を実施する とありますが概要を伺います。

〇丸山隆弘委員長 権田道路政策推進室長。

○権田晃明道路政策推進室長 2,843万4千円の内容につきましては、事業損失防止調査業務の委託費として1,362万9千円、豊川総合用水管移設工事の工事請負費として1,480万5千円を予定しております。

財源内訳につきましては、事業損失防止調査業務1,362万9千円に対し負担金として中日本高速道路株式会社から661万2千円、豊橋市から263万2千円、残りは一般財源を予定しております。

豊川総合用水管移設工事につきましては、 全額を中日本高速道路株式会社からの負担金 を予定しております。

2点目、豊川総合用水管の移設につきましては、豊橋新城スマートインターチェンジ (仮称)の本体工事の支障となる農業用水管について、土地所有者、豊川総合用水土地改良区及び中日本高速道路株式会社との協議が整い、用水管の移設及び一部を廃止するものです。工事は、用水管撤去211.9メートル、新設86.8メートルを予定しております。

事業損失防止調査につきましては、山田委 員への答弁のとおりです。

以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- **○浅尾洋平委員** 了解いたしました。こちらは、財源の内訳も中日本高速道路、豊橋市、新城市というふうな方で財源を賄っているということで理解いたしました。

こちらの用水管の移設ということで、11メートル移動させるという工事になるのかなと思うんですが、時間というのはどれぐらいかかるのか、結構大変な作業になるんではないかなと思うんですが、そこら辺の概要、認識等々どういうものか、伺いたいと思います。

〇丸山隆弘委員長 権田道路政策推進室長。

○権田晃明道路政策推進室長 用水管撤去 211.9メートルと新設86.8メートルですけど も、こちらは本体工事の事業着手前までに行 う必要がありますので、今年度中には完了す る予定となっております。 以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- ○浅尾洋平委員 本体工事始まる前にやることは、今年度中にということでありますけど、この用水管を移設というのは、一旦、用水を遮断して移動するという作業になるのかなと、素人ながらちょっと思うんですが、この用水を使う人もおられると思うんですが、そういった方々への影響だとか、移設管を移設する時間というのは大体どのぐらいなのかとか、そういった御理解いただけてるのか、そこら辺はどうなのか伺いたいと思います。
- 〇丸山隆弘委員長 権田室長。
- ○権田晃明道路政策推進室長 受益者の方に は御理解をいただいておりまして、工事につ きましては、まずは一旦、仮設を行いまして、 水を利用しない時期、秋以降について移設を 実施する予定となってます。

以上です。

- 〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。
- **○浅尾洋平委員** こうした形で大変な作業だ と思うんですが、もっと負担が少ないような 場所というのは考えられなかったのか、もう ここしかなかったというのか、そこら辺はここにきてあるのかどうか伺います。
- 〇丸山隆弘委員長 権田室長。
- ○権田晃明道路政策推進室長 用水管移設に つきましては、地権者等々、調整した結果こ ういった形となっております。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。 歳出8款土木費の質疑を終了します。 以上で、第74号議案の質疑を終了します。 これより討論を行います。 討論はありませんか。

カークランド陽子委員。

〇カークランド陽子委員 では、第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算(第3号) に、反対の立場で討論いたします。

この予算には、新型コロナの重症化予防を 目的として対象者を限定した新型コロナワク チンの定期接種を実施するための事業費が約 4分の3を占める予算です。接種費用につい ては1万5,300円のうち8,300円を国が助成し、 昨年見込まれていた7千円の自己負担で接種 ができるようにしており、低所得者以外の方 の自己負担額については、接種費用7千円を 標準として、各自治体において御検討いただ きたいとしているにもかかわらず、本市は自 己負担2千円で接種することができるよう 6,550万円もの予算を市独自に投入するとの ことで、以前のコロナワクチンにおいてもた だだから接種したとの声も頻繁に聞かれる中、 個人負担を大幅に下げるということは、明ら かに市として推奨しているとしか考えられな い状況です。

にもかかわらず、戦後の数あるワクチンとは比べ物にならない人数の副反応や死亡事例が報告または認定されているという事実に関しては、12月の一般質問の際に周知を検討すると答弁があったにもかかわらず、いまだ行われておりません。重症化予防や感染予防効果に関しては、今年の国会で今、調べているところとの答弁があり、効果についてはいまだ明らかになってないことが判明いたしました。

市民の命と健康を守る立場であるはずの市 が市民の実態調査も行わず、このような事業 に自主財源までつけて進めることに大きな疑 問を感じ反対の討論とさせていただきます。

**〇丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

鈴木長良委員。

〇鈴木長良委員 第74号議案 令和6年度新

城市一般会計補正予算(第3号)に、賛成の 立場で討論します。

今回の補正予算は、当初予算編成後に生じた事情等により、早期に取り組むことが必要になった事業を行うために作成された予算であることを理解いたします。

その上で、予防接種事業につきましては、 65歳以上の高齢者や予防接種法に定められる 一定の障がいを有する方などの健康保持を狙 いとする新型コロナウイルス感染症に係る定 期接種費用の増額分として充当されるもので あることを理解し、必要な予算であるという 認識の上であります。

以上の理由により、第74号議案 令和6年 度新城市一般会計補正予算(第3号)に賛成 し、討論とします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

〇山田辰也委員 では、第74号議案 令和6 年度新城市一般会計補正予算(第3号)について、反対の立場で討論いたします。

先ほどのワクチンの質疑の中で、本来、基本的に任意接種であります2024年度以降の新型コロナワクチン接種については、個人の重症化予防のために、また重症者を減らすことを目的としておりますが、同様のB類のインフルエンザと同じ位置づけた上で、法に基づく定期接種として実施する予定のものだということです。

それは、国がするべきであって、市がわざわざ補助を出して、新型コロナ治療の予防のために、今、新型コロナの薬は昨年の10月に承認されております。ですので、この治療薬を補助するのは分かるんですが、今さら、私はこの予防接種のために、1万1千人を対象として、新城市がその接種事業を推進するのは必要はないとして、私は反対といたします。 〇丸山隆弘委員長ほかに討論はありません

**〇丸山隆弘委員長** はかに討論はありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 ただいま議題となっております第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算(第3号)について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどまでカークランド委員、山田委員から主にこの新型コロナワクチンの予防接種の費用について反対の意思がございましたが、市民サービス、福祉を向上させるという意味合いでは、低所得者の方、特に高齢者の方も多いかと思いますが、そういった方でも自由に選択をできる、接種をしたい方ができないような状態にならないように、市としてはしっかりとこのサービスを提供していくというのが第一義かと思っております。

今のこのコロナワクチンにつきましては、 情報化社会の中で、その接種によるメリット、 デメリット、副作用それぞれ皆さんが判断を しながら接種するのかどうか決めていけるよ うな状況にあると思いますので、市が決して コロナワクチンを推奨しているというよりは、 受けたい人がしっかりと受けれるような状況 を提供していくという意味合いで理解をして おりますので、その趣旨に賛成し、こちらの 第3号補正予算について賛成といたします。 以上です。

**〇丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議題になっています第74号 議案 令和6年度新城市一般会計補正予算 (第3号)に、反対の立場で討論に参加させ ていただきたいと思います。

私自身は、今回の予算のほとんどは必要な 予算だと考えておりますが、1点、2点予算 に反対の疑義があるから反対させていただき たいと思います。

主には、戸籍、住基の管理事業で、こちら はマイナンバーの経費につながっていくもの であるというところであります。こちらは主 に国なんですけど、この国が思いっきり進めて大丈夫だって言いながら、このマイナンバーの紐づけのミス、情報の流出等があります。調べても、2023年度でこのマイナンバーの総点検をし、紐づけの誤り、これ1万5,907件、全国で確認をされているという、本当にミスだらけのマイナンバーの事業であります。

こうしたことは、本当に国がちゃんとやらないもんですから、こうした事態になっている。私自身は、国民のこういった情報を流出してしまうようなマイナンバーを進める事業は本当に心配だと、このままいくと、海外にあらぬトラブルの日本国民の情報が流出し、そこで被害を受けるということになりかねないかなと思い、国民を守るという立場でこうした事業、総点検を国がやるべき、必要だということで、反対をしたいと思います。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 私は、第74号議案 令和6 年度新城市一般会計補正予算(第3号)に、 賛成の立場でさせていただきます。

今お話になっております予防接種事業に関しましては、不確定要素が多いところでの条件の中で、市民の方々に受けやすくしてしまう、これあくまで任意ということなので、不安要素はたくさんあるんですけども、任意というところを受けまして、ここにはあくまで市民の方々のお気持ちでということを考えまして、ただこの予算の中には大事な予算も含まれておりますので、賛成ということにさせていただきます。

**〇丸山隆弘委員長** ほかに討論はありません

[発言する者なし]

**〇丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより、第74号議案を採決します。

**賛否両論がありますので、起立により採決します。** 

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第74号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案 令和6年度新城市国民 健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を 議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第75号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第75号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第81号議案 令和6年度新城市一般 会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こちらは、定額減税に関わる補正予算だと理解をしておりますが、かなり補正額が大きいです。 1 億4,800万円ということで、こちらのほうの算定した状況と認識、また見込数を伺います。

〇丸山隆弘委員長 林税務課長。

**〇林 和宏税務課長** 定額減税補足給付金に ついての質問がありましたので、お答えさせ ていただきます。 定額減税補足給付金につきましては、定額減税可能額というものが、令和6年度分の個人住民税所得割額及び令和6年分の推計所得税額を上回り、定額減税し切れない方に給付するものであります。

定額減税補足給付金の総額は3億7,300万円で今回、補正を受けておりますが、3月議会の一般会計補正予算(第1号)において2億2,500万円の給付額をお認めいただいており、その後、国から定額減税補足給付金の算定ツールシステムが届きまして、令和6年度分の税情報での再算定を行いました。その再算定により1億4,800万円の増額補正をするものであります。

財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金を同額計上しておるものでござ います。

今回、該当する人数でございます。対象者につきましては8,386人でございます。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この定額減税も、ほんとに 大変な計算を市の方々やって、大変だなと思 います。非常に複雑でと聞いておりますし、 こういった形で再算定しても大きくデータが 違うというか、過去のデータとはまたこうや って違うということで来ているということ、 本当に大変だなと思っております。

そういうことで理解をするわけですが、この令和4年度で見込んでいた令和5年度の確定ベースを見て、今回、再算定したら給付の増額が見込まれるということであるんですが、この傾向というのは、市が把握、当初このぐらいの人数であろうといったボリュームよりも、支払うべき人たちの給料が減っているというようなところからこういう大きな差が出ているのか、それともそうじゃないのか。そこら辺のこの1億5千万円分の差額が見込みよりもずれが生じているということは、何か言えること、分析してることというのはどう

いう背景があるんでしょうか、伺います。

〇丸山隆弘委員長 林税務課長。

**○林 和宏税務課長** 3月議会の一般会計補 正予算(第1号)の算定におきましては、令 和5年度の税情報を基に算定を行いました。 所得税が国税なので把握が難しいことがござ いまして、国の算定ツールもない状況でその 算定を行いました。

今回、令和6年度の個人住民税及び令和6年の推計所得税が判明いたしましたので、さらに国からの定額減税補足給付金のツールシステムが届いたということで、ちょっと比べる年度が当初スケジュールの問題で令和5年度で積算いたしましたが、今回、額確定とともに再度、令和6年度ベースで再算定したというところの差異でございます。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ほんと大変な中で、こういった難しいことをやっておられるんだなと思っております。国がやるんだったら、国がもっと早く令和5年度に国のツールを皆さんに出した上で、こういうことをお願いするというのは分かるんですけど、そういったことも国はせずに、令和6年度にようやく確定ツールもできたということで、こういうふうにどたばたの中でやっているということで、ほんとに国のやり方はまずいなと私は思っております。

そういう中で、この差異が生じて1億5千万円余の給付をしなければならないということになるんですが、ちゃんと漏れがないような周知だとか、その申請を個人でしなければならないとか、申請しなくても自動的に入る人もおれば、申請をしないともらえないという人もおられると聞いております。そういう中で、漏れがないような形でちゃんと給付できるという形というのは、何か今考えているのか、どういうふうに対応していくのかというのはあったら教えてください。

〇丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 こちらにつきましては、 7月下旬以降を予定しておりますが、対象者 に郵送するしだいでございます。その郵送の ものに対しまして、返信用の封筒を同封させ ていただき、給付を振り込みする口座等の記 入を記載していただいて返していただき、そ ちらに振り込ませていただくという形を取っ ております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 郵送して、返信用の用紙で返してもらうということで対応するということですが、それでちゃんとほとんどはやられる方はいると思うんですが、忘れていたりとか、出さない人含めて、こちらの市として誰が出てないのかというのが分かるのかどうか、分かったらそういう人に催促というか、そういった考えの認識もあるのかどうか伺います。

〇丸山隆弘委員長 林稅務課長。

**〇林 和宏税務課長** 今回、出させていただく通知につきましては、10月末をもっての締切りを考えております。そこで、その後につきましては、広報等PRできるもので促していく予定を考えております。

以上です。

**〇丸山隆弘委員長** 浅尾委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと補足で確認します。 郵送で返信してもらうということですけど も、これ、プッシュ型でマイナンバーという か定額給付金10万円でもそうですけど、せっ かくマイナンバーがあるんだから、そういう 方には別に口座登録してあるんだから、そこ へはもうこっちから一方的、一方的というこ との表現でいいか分かりませんけども、給付

して、それができない人は郵送して返信して

もらうというシステムが取れなかったのか、

確認します。

〇丸山隆弘委員長 林稅務課長。

**〇林 和宏税務課長** 今回の給付につきまして、国から示されたスケジュール的な問題もございまして、今回、一斉に郵送をさせていただいて回収し、振り込むという形を取らさせてもらう状況になっております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 国は、マイナンバー進めて おきながら、こういうときにマイナンバーを 利用しないという役人のやり方、言ってもし ようがないですけども、利用できないという か国がそうしようとはしなかったからやらな かったと理解しておきます。

それから、今回の減税は、一般的に国税で 3万円、住民税で1万円というような数字が 言われておりますけども、納税している方は その範囲で減税という形で、税金を減らすん ですけど、例えば、今の金額未満の、全額は 減税できんけど残りは給付金みたいなパター ンの納税パターンもあると思うんですよ、き っちり全部ゼロとかではないわけですので。

そういうパターンの人たちは、中途半端な 減税をせずに、減税をしないで足りない分、 減税し切れん分を全額給付金で払うというや り方なのか、その辺はどういうふうな区別と 判断をされたのか、お伺いします。

〇丸山隆弘委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 私が3月までこれを担当しておりましたので答えさせていただきますが、住民税の所得割と推計所得税額がそれぞれ出ますので、そこから1人1万円と3万円、扶養がおればその分加算されていますので、それをまず引いて、引き切れてしまえばそのまま減税で終わります。引き切れない、1万円引くのに所得割が5千円しかない方というのは、残り5千円残りますので、その方がこの定額減税補足給付金というのに該当しますので、そういった形の予算になります。

〇丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 全部引き切れる人は分かりますけど、引き切れない残りの金額は、残りの金額を給付するという解釈でいいのか、全く、例えば非課税世帯みたいな方は、全額給付、3万円と1万円全額給付という判断なのか、そういう区分でよろしいですか。

〇丸山隆弘委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 ちょっと言い足りませんでしたが、5千円になったら1万円単位にしろと国は言っておりますので、5千円減額して、5千円残ったら1万円になりますので、そういった形で、定額減税補足給付金として給付する形になります。

〇丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 確かそんな報道もありました、1円でも残っとると1万円もらえるって、何だかおかしいんじゃないか、制度的におかしいというような話もありましたけど。

引き切れなかった人は、5千円は引かずに 1万円支給、3万円引き切れなかった人は、 引かなくて3万円支給じゃないよね、それで はおかしいと。じゃ、3万円未満の納税額が 2万9千円引いて1万円支給、何かすごい中 途半端だけど得な制度のような、こんな不公 平な減額ということを、大体、国がやること なのかよく分かりませんけども、某総理が突 然言い出して国が混乱して、こういう制度に なったと思いますけども。

低所得者の方、あるいは生活困窮者、あるいは物価高に苦しんでいる方には恩恵と言えば恩恵なんですけども、分かりにくい制度だと思います。

全員郵送ということですけども、郵送が全 て届いたこれまでの実績があるのか、返信が ないというような人も、ひょっとしたら見え るのかもしれませんけど、期限が来たらそれ で終わりということなのか、郵送だけの数字 ではなくて、当然、広報ほのかですとか、防 災行政無線ですとか、それ以外の周知も当然、 十分やった上で、あえて申請しなかった人が 出てくればやむを得ないかもしれませんけど も、漏れがないよう周知の方法をもう少し工 夫していただきたいと思いますが、いかがで すか。

〇丸山隆弘委員長 林税務課長。

- **〇林 和宏税務課長** 今、御指摘ありました ように、防災行政無線及び広報ほのか等、周 知の方法を行っていきたいと思っております。 以上です。
- **○丸山隆弘委員長** ほかに質疑ありませんか。 [発言する者なし]
- 〇丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

**〇丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第81号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第81号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の 審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告 の作成については、委員長に一任願いたいと 思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午前10時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

予算·決算委員会委員長 丸山隆弘